

医療・介護・障がい福祉従事者等への慰労金支給を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、医療・介護・障がい福祉等の現場で働く方々は、日々、感染リスクを抱えながらも、多くの人々の生活を支え、命と健康を守るために懸命に努力している。

こうした方々に対し、政府は、令和2年度第2次補正予算の「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」により、最大20万円の慰労金を支給したところであるが、その対象期間は昨年6月末であり、7月以降の従事については支給対象となっていない。

現在もなお現場で働く環境の厳しさが続き、心身の疲労が限界に達している状況下においては、従事者への直接的な経済支援が求められている。

よって、国会及び政府においては、新型コロナウイルス感染症への対応により大きな身体的・心理的負担を受けながらも、強い使命感を持って懸命に働いている医療・介護・障がい福祉従事者等に対し、慰労金を支給するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年（2021年）3月30日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣
（提出者）民主市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに
市民ネットワーク北海道石川さわ子議員